

第4回動物園条例検討部会

会 議 録

日 時：2020年5月18日（月）午前9時30分開会
場 所：Web会議システム

1. 開 会

○事務局（佐々木経営管理課長） みなさま、おはようございます。円山動物園経営管理課長の佐々木と申します。この4月に着任いたしましたのでよろしく申し上げます。これから第4回動物園条例検討部会を開催するにあたりまして、事務局からいくつかご案内をさせていただきます。

1点目は、オブザーバーの参加についてです。のちほど議長から詳しくご紹介いただきますが、本日は、帝京科学大学の佐渡友先生、日本大学特任教授でよこはま動物園ズーラシアの園長の村田園長にオブザーバーとしてご参加いただいております。どうぞよろしく申し上げます。

2点目は、Skype会議の進行についてです。検討部会初のオンライン会議のため多少不手際があるかもしれませんが、通常の会議同様、途中2回ほど休憩を入れながら進行いただく予定です。休憩の際は、Skypeから一度退席するか、カメラや音声をオフにさせていただくなどお手元の画面設定をお願いします。そして、議長からお伝えいたしました再開時間の少し前には再度接続をお願いしたいと思います。

3点目は、会議資料についてです。資料は事前に送付しました資料3の条例に盛り込む内容案と検討ポイントを表にしたものを中心に見ていただくこととなります。また、本日の会議で確認したい事項を、参考「主な確認事項」と題しました資料に項目ごとに列挙していますので、その点を中心にご意見をいただきたいと思っております。また、前回の会議後にみなさまからメール等でいただいた意見の中で、各項目について詳細な修正案をいただきました福井委員、遠井委員、諸坂委員のご意見につきましては、参考資料として事前にお送りしております。ご議論いただく際にご覧いただければと思います。議題（1）のオブザーバーのお二方に情報提供いただく際は、画面上にパワーポイントスライドを映し出させていただきますので、そちらをご覧ください。また事務局の方でも必要な場合に画面上に資料を表示させていただきますので、よろしく申し上げます。

それでは、ここから金子議長に議事進行をお願いしたいと思います。金子議長、よろしくお願ひいたします。

2. 議 事

○金子議長 みなさまおはようございます。カメラだけ僕のパソコンでやっています、よろしく申し上げます。ただいまから第4回動物園条例検討部会を開催いたします。本日は検討部会初のオンライン会議ということで、佐々木課長からもありましたが、不慣れな点があるかと思いますが、みなさまご協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、議題の一つ目情報提供です。本日は、事務局から条例の目的規定にもあります市民や事業者との協働にもつながる話として「動物園を支援する仕組みの必要性について」、国内外の動物園の経営などについてご研究されています帝京科学大学の佐渡友先生に情報提供いただきます。佐渡友先生は、市民の立場から動物園を支援するNPO法人 市民ZOOネットワークの代表理事でもあります。

また、動物園条例の重要事項のひとつである「動物福祉」について、国際的な認識について情報提供いただきたく、よこはま動物園ズーラシアの園長及び横浜市繁殖センター参与を兼任し、日本大学生物資源科学部特任教授でもあられます、村田先生に参加いただいております。村田先生は、OIE、国際動物保健機構の野生動物衛生ワーキンググループの委員も務められています。

情報提供いただいた後も、本日の会議のオブザーバーとして関係する情報や考え方のご紹介をいただければと思います。お二方どうぞよろしく申し上げます。それでは、まず佐渡友先生から、必要性について情報提供いただきたいと思います。これから佐渡友先生には20分くらいご講義いただきますけれども、みなさんできればマイクの方をミュートにしていた方が聞きやすいかと思っておりますのでよろしく申し上げます。それでは、佐渡友先生よろしく申し上げます。

○佐渡友先生 私の方からの画面の共有をさせていただきます。ご紹介に預かりました帝京科学大学の佐渡友と申します。本日は動物園を支える仕組みの必要性ということで、話題提供をさせていただきます。

私の方で本日お伝えしたいことを端的に申しあげますと、まず動物園というのは市民と世界をつなぐカギになりうるということ、それから役所の不可能を寄付で可能にする仕組みが必要だということ、この2点になります。

お話としてはまず動物園導入時からの勘違いというところからスタートしますと、世界初の近代動物園と言われる施設が三つあります。ウィーンとパリとロンドンです。このうちの日本がモデルにしたのが2のパリになります。これは国立自然史博物館付属動物園で、幕府の視察団としていった市川さんという人は、「総て西洋各国にては、かくの如き禽獣園などなどを官府に造り置き」って書いていますが、この時点で、これらは全て国公立だと勘違いしていたことが分かります。そして、日本でも当初は国立という形で上野動物園ができたわけです。ところが、実のところ有名なロンドン動物園というのは有志が出資してつくった非営利事業で、これはイギリス流に言うところのチャリティという組織になります。この後、世界をリードしていく三つの動物園がありますが、それはロンドンとベルリン、ニューヨークです。ベルリンというのは国が支援した公益株式会社で、これは日本にはない組織形態です。ニューヨークはというと、これは市が依頼した公益慈善団体で、税制上はパブリック・チャリティと呼ばれる組織になります。こういったバックグラウンドがあるので、国際動物園長連盟が真の動物園、ボナ・ファイド・ズーというものを次のように定義しました。それは「科学的基礎に立って運営され、動物に関する教育機関であり、決して営利事業であってはならない」と言うもので、非営利であることが強調されているのです。動物園というのは、言ってみれば、気高い野生動物展示施設であって、気高くなければ仲間と認めない、プライドの高いグループであると言えます。

その点、日本の動物園は歴史的な重荷を背負っています。こちらは上野動物園の昭和9年の収支ですが、収入が22万円、支出が13万円で、その中に上野公園そのものの管理費が含まれています。つまり戦前の動物園というのは、公園行政そのものの財源として扱われ

ていたのです。ですから、動物園は黒字で当たり前、役所が動物園で儲けるのは当たり前でした。ですから、戦後になって日本各地で子どものために動物園を作ろうということになったのですが、この時には独立採算だから、作ればなんとかなるという計算が働いたわけです。ところが、その後起きたのはGDPに対する規模の縮小でした。子どものためをうたっていますから入園料は上げにくいですよ。ところが物価は上がっていきます。収入が増えない、物価は上がっていく、どうするかといったら、支出を抑えて我慢するのです。だけど、人件費は上げなくてははいけません。そこで、独立採算を維持するために遊具を増設したりして、がんばろうとするのですが、土台無理があります。そこで、税金を投入するようになっていったのですが、その文脈は「福祉国家の建設」でした。これは、税金でみんなが暮らしやすい社会をつくりましょうということなのですが、動物園に関しては、サービスはそのままお安く提供しますよ、子どもや高齢者は無料にしましょう、ということをやったのです。この流れで税金が入るようになったのですが、これがオイルショックでストップします。「福祉国家の建設」という文脈は挫折して、「増税なき財政再建」という時代に突入していったのです。オイルショックからもう50年くらい経っていますが、この当時の自主財源と税金のバランスというのは、今でもほぼ維持されている。それが日本の動物園の歴史です。

その結果として、日本の動物園は世界的に見て異常に安いです。500円とか600円とかが多いですね。そんなお値段でヨーロッパやアメリカの動物園のまともなところには入れません。1000円、2000円は取られて当たり前、というくらいの格差がついてしまいました。これは日本独自の歴史なのです。

ここで、日米欧の動物園を比較してみたいと思います。アメリカの動物園は、それだけ入園料を取っていけばさぞかし儲かっているのだろうと思いきや、自主財源、つまり入園料その他は3分の1くらいで、3分の1くらいは行政補助が入っています。そして、残りは寄付金とその基金運用益です。つまり自主財源と行政補助と寄付金が3分の1ずつくらいでやっている、ざっくり言うところの形になります。

これに対して日本の動物園は、自主財源が3分の1くらいで行政補助が3分の2くらいですから、似ているかなと思いきや、入園料が倍くらい違いましたよね。それを念頭に考え直すと、日本は、行政補助はそこそこ出ているかもしれないけど、入園料は半分で、寄付金はありませんね、となります。言ってみれば、収入が半分、片肺呼吸の状態動物園をやっているということですから、それは苦しくて当たり前だということになります。

ここで財源の話をしておくと、入園料などの自主財源というのは、経済学的には「市場の役割」と理解できますが、これだけでは経済学的に失敗することが知られていて、だから税金を集めて「承認された公益」を実現させるという政府の役割が出てきます。ところが、この政府もやっぱり経済学的に失敗するんです。結局、税金をどこまで取れるのかというところで壁にぶつかってしまうわけです。それを超えていくために新しい公共ということが言われていて、そこでは善意の資金とファンドレイジングを使って「未承認の公益」を実現していこうという流れになります。

日本の動物園は、この意味で最初の二つのお金だけでなんとかしようとずっとやってきたのです。その結果、資料として表をお配りしていますが、結論だけ言わせていただくと、日本の動物園というのは入場料が安くて、一人当たり経費も小さいので、利用者からみると「安かろう、悪かろう」という状態にあります。ところが、経常経費が小さいくせに自治体の経常補助の割合は大きいので、自治体から見ると「質の割に負担が重い」という話になります。結果として、飼育員の数が少なく、非正規化が進行するという一方で、動物園にとっては「改善したくても改善できない」ということになってしまっていて、三者とも不満足な状態が出現しています。結局、自治体だけで動物園を良くしていくことに、限界があるというのが現状だと理解できます。

では、世界をリードする動物園はいったい何をやっているのか見てみたいと思います。その前に、動物園というのは、本来は野生にいる動物を飼育展示する施設で、言ってみれば生態系サービスに依拠していることになります。生態系サービスというのは、人類の豊かな暮らしというのは、生物多様性に支えられており、だから持続可能な開発が必要だ、という文脈になるキーワードです。この点で動物園というのは、実は生物多様性の危機にいち早く気づく文化的装置として機能します。言ってみれば、生物多様性危機に対する動物園というのは、毒ガスに対するカナリヤみたいなのがあるところがあって、もっとも敏感でかつ発信力があるのです。そうだとしたら、他の人が気づいていない危機を周知すべきだということで、世界動物園水族館保全戦略といったものが作られるわけです。しかし、これは、他の人が気付いていないのですから、「未承認の公益」の訴求に他ならないという話になるのです。

さて、さきほどのニューヨークですが、彼らはまず、ニューヨーク市が土地を用意して、今ではWCSと言っていますが、昔はニューヨーク・ズーロジカル・ソサイエティと言っていた団体に動物園作ってくれと頼んだのです。そして、頼まれた団体は動物園のプランを作って、寄付者を集めました。そして、寄付金が集まって動物園ができて、それから入園料が入って来たわけですが、彼らはその次に野生動物の研究保護プランを作って、ここでも寄付を集めたのです。そうすると、これらの活動から様々な現地の実績とか情報が入ってきて、それを基にして独自の展示プランを作ります。それが例えば「コンゴの森」であったり、「マダガスカル！」であったり、世界的に有名な最先端の施設ができて、観光客も来るようになっていきます。この間、ニューヨーク市はずっと底支えをしてきたわけですが、それを受けて動物園が自律的に発展していくという構図があるわけです。

これはアメリカに限った話ではありません。ヨーロッパで典型的なのが、スイスのチューリーッヒ動物園で、これはベルリンと同じ公益株式会社という組織形態になります。この園長さんにお話を伺う機会があって、「あ、そうなんだ」と思ったのが、「自治体の税金は保全や研究に使えないのでそこは寄付金だけでやっている」という話です。つまり、自治体の税金は地域住民に還元すべきだという考え方があるわけで、これと同じ話はアメリカの動物園でも聞きました。そして、ヨーロッパの友の会というのは、寄付を集めるための団体として組織されています。動物園としても寄付集め、ファンレイジングの担当

が非常に重要で、チューリッヒ動物園の場合は、それを教育&マーケティング部門が担当していると聞いて、なるほど、と思いました。

つまり、先ほどの「未承認の公益」、生物多様性保全とか動物福祉のあくなき追求をやらせようとすると、どうしても寄付などの善意の資金に頼らざるを得ない。それがファンドレイジングだということになります。これは日本ファンドレイジング協会に言わせると、「人々に社会課題の解決に参加してもらうプロセス」であって、「共感をマネジメントしながら組織を成長させる力」だということになります。つまり、生物多様性の危機を訴えて、寄付という形で解決への参加を促すことは、動物園が本来行うべき教育的活動なんじゃないですか、と言ってしまうわけです。

ここで、利用者負担と、自治体の負担、善意の資金の用途を見てみると、経常経費は利用者負担と自治体負担で賄います、利用者負担はここで消えてしまいます。ですから、投資的経費は、自治体負担と善意の資金でやるしかありません。保全・研究については善意の資金だけでやるんだよというのが先ほどのチューリッヒの話でした。実は、ここから善意の資金を消すと、日本の現状になってしまいます。つまり、投資的経費は自治体が丸抱えするしかなく、保全・研究は財源がないというのが多くの日本の動物園の実情と理解できるのです。だからこそ、動物園はファンドレイジングしないとイケないとなるわけですが、ここで出てくるキーワードはまず一つは「子どものため」で、これは次世代への贈与とか、寄付者の生きた証というところになります。そしてもう一つが「動物のため」です。それが保全とか動物福祉で、そのための施設リニューアルもここに含まれます。結局、自治体負担だけではできないようなことを、人々の気持ちを動かして寄付を集めることで可能にしていく、こうした仕組みによって世界の動物園経営は支えられているということになります。

それでは、日本の動物園に必要な支える仕組みとは、結局のところ何でしょうか。日本という国は、長らく「寄付文化が無い」と言われてきました。実際、日本ファンドレイジング協会ができたのも2009年とごく最近ですが、2011年には寄付税制の大規模な改正が行われて、現在日本ではアメリカよりも手厚い税制控除の仕組みが実現しています。ちょうど同じ年に東日本大震災が起こってしまったこともあって、この2011年は寄付元年と呼ばれています。さらに、ふるさと納税という化け物みたいな制度もあります。昔は福祉国家という考え方で、国で全部やろうとしていたのですが、今はそうではなくて福祉社会という考え方で、人々の共感から生まれる善意の資金を使って、みんなで暮らしやすい社会を作っていこうという方向に世界各国が舵を切っていて、日本もその方向になっているのです。

では、円山動物園はどうでしょうか、と見てみると、年間1000万円くらいの寄付や、多数のエサの寄贈があります。2015年には、サポートクラブが作られて、動物福祉のための様々な取組みを実現してきました。これは、目的や金額を決めて寄付を集めるキャンペーン型としては日本の動物園では先進事例の一つだと言えます。また、寄付のご案内とか年度ごとの一覧などを全てホームページ上で報告しており、非常にしっかりしていらっしゃる

います。ただあくまでも、これは年度単位なのです。実際問題として、サポートクラブの取り組みも回数は多いですが、目標金額が非常に低いです。10万円単位の金額は、集まって当たり前ですよ。桁が全然たりないのです。二つ三つ桁をあげて、お金を貯めて集中的に投資する仕組みが必要です。そうすることで、「寄付金を集めたことで、初めてこれが可能になったのです」ということを、目に見える形で示していくということが、まだまだできていません。その仕組みが甘いと思われま。

実際、横浜の場合でも、アニマルペアレントの寄付金によって動物福祉が向上したといった事例があります。また、同じ横浜ですが、1000万円単位の遺贈寄付によってビューポイントが増えた、という事例もあります。あるいは、お近くの旭山動物園では億単位の寄付があつて、ここでは、遺贈寄付をくださった人のメッセージが残されたりしています。日本国内の最高額は、京都のゴリラ舎ですが、ほぼ3億円がお一人から寄付された例もあります。これも、遺贈寄付です。

ここで、ドナーピラミッドという考え方を紹介しますと、来園者というのは基本的にみんな「潜在的な寄付者」です。これが友の会に入るといった形で、だんだん動物園への支援、理解を深めていって、最終的には死して動物園に名を遺す「遺贈寄付」というところに辿り着くわけですが、このドナーピラミッドの形成で重要なのは顔の見える人間関係を作っていくことです。ですから、ファンレイジングというのは人間関係作りであつて、教育と極めて親和性が高いのです。そして、寄付をするようになることは、行動の変化ですから、これは教育の成果と言えます。しかも寄付は、ボランティアと違って時間のない人にも実行できるのです。日本の動物園水族館がやってこなかったのは、結局のところ、こういうことではないのか、と考えられるわけ。

改めてまとめさせていただくと、最初にお話しした通り、動物園というのは市民と地球をつなぐカギになりうるし、役所の不可能を寄付で可能にする仕組みが必要だと考えられます。そのためには、人間関係を作って目標を明示して寄付を蓄積して使うような仕組みが必要です。その時に、教育とファンレイジングは表裏一体で、保全や動物福祉の推進にこれは有意義なのだと考えられるのです。

以上で、私からの話題提供を終わりにさせていただきたいと思います。

(「よく理解できました」というチャットあり)

○金子議長 佐渡友先生ありがとうございました。非常にわかりやすいお話で、これから円山動物園を始め、札幌市の動物園水族館がどういう風にやっていたらいいか、どういう風に市民と協働していったらよいかという非常に大きな示唆を与えていただいたかと思ひます。こういった観点も条例の中に盛り込めたらよいのではないかと思ひております。皆様からいろいろご質問等おありかと思ひますけれども、佐渡友先生にも後々の議論にも参加いただきますので、その時にお聞きしていただければと思ひます。それでは、続きまして動物福祉について、村田先生の方からよろしくお願ひいたします。

○村田先生 はい、日本大学の村田です、先ほどのご紹介にありましたようによこはま動物園ズーラシアの園長も務めております。私の方からは、簡単にOIEの動物福祉政策や考え

などについてお話ししたいと思います。

OIEは、以前、世界獣疫事務局という非常におどろおどろしい名前と呼ばれていたのですが、現在は国際動物保健機構という和名が使われるようになっていました。いわば、世界保健機構（WHO）の動物版とも言えます。1924年に家畜衛生を目的に設立され、現在は世界中の180か国以上が加盟するかなり大きな国際機関となっています。家畜の獣医学的衛生、特に伝染病とか感染症を防御するために様々な管理、もしくは情報提供をおこなっています。この国際団体は強い力をもっていて、日本では農水省が管轄しています。1990年代からだと思うのですが、このOIEはこれまで家畜の身体的健康というか感染症対策を主にやってきたのですが、それが身体的のみならず精神的、つまり心理的な健康にも関与するようになってきました。この背景はみなさんもご存知の通り、やはり欧米先進国のアニマルウェルフェア、特に家畜を中心とした家畜の飼育方法であるとか致死的処置に対する倫理観の向上に伴うものです。皆さんもオリンピックの際に用いられている食肉等の食材に関する認証制度が問題になっていることをご存知だと思いますが、適正に家畜が飼われていない、アニマルウェルフェアに配慮されていない飼いで生産された肉であるとか卵を使わないという方針が主にヨーロッパで広がりつつあります。今まで、OIEが対象としたのは牛とか鶏などの家畜が中心だったのですが、今は徐々に広がって、爬虫類であるとか甲殻類であるカニとか、魚類にまで目を光らすようになってきました。近い将来、カニを生きたまま茹でたり、魚の活き造りをしたりするのは、国際的な批判を浴びるかもしれません。このスライドに示しているのが、OIEのホームページのアニマルウェルフェアに関するものですが、ここにですね、「What is animal welfare?」と紹介されているのが概念です。概念というか提言ですね。

皆さんのところにはすでに配布されていると思いますが、翻訳すると、「動物福祉とは、科学的、倫理的、経済的、文化的、社会的、宗教的、政治的な側面を持つ複雑で多面的なテーマです。」と書かれています。つまり国際機関なので、各国の社会的背景、特に宗教的背景をかなり意識した内容になっています。そのような背景で、アニマルウェルフェアを進めていこうとするのですから、かなり難しい、高いハードルがあると思います。特に最近の新型コロナウイルス肺炎の感染拡大では、東南アジアでの野生動物の食材利用が問題になっていましたし、さっき言った魚の食べ方とかカニの食べ方とかは日本固有の問題なので、それに対して世界がどう評価を与えるかというのは難しいですよ、そのために、アニマルウェルフェアに対する言葉遣いを非常に慎重にしています。その目標達成のために、「動物の健康、人間の幸福、社会経済的発展、環境の持続可能性の追求を補完する形で、アニマルウェルフェアが尊重され、促進され、発展する世界、それをOIEは目指している」と割に柔らかい表現になっています。

そのOIEの動物福祉の定義は何かですが、それは動物が良い動物福祉を体験している、つまり健康で、快適で、栄養が十分であるか否か、要するに身体的かつ心理的な状態を行動で表現できるということですね。動物福祉って非常に心地よい響きをもった言葉ですが、国内の家畜分野ではアニマルウェルフェアというカタカナが主に使われています。動物福

祉は、身体的および心理的な状態を意味するんです。つまり良い動物福祉もあるし、悪い動物福祉もあるのです。目指すべきは、良い動物福祉の状態であるということです。

このような考え方が欧米を中心に発展してきたのは、繰り返しますが倫理観が変わっていることの現れです。これまでは、個人とか家族とか国家とか人間に対する倫理観が中心だったのですが、環境破壊などで地球の状態が顕著に悪くなってきた1970年代以降、対象が哺乳類とかさっき述べた魚とか甲殻類にも及びだして、最終的には宇宙船地球号的な地球環境の倫理にまで至るであろうと考えられています。これはナッシュという人が1990年に出版した本に書かれた図ですが、こういうのが欧米先進国の文化的な背景、考えの基盤になりつつあるということです。

OIEについて説明してきたのですが、私はそのOIEの野生動物衛生のワーキンググループの委員の一人です。このワーキンググループも当初は野生動物の感染症対策、それと家畜との関係、もしくは公衆衛生との関係を議論するワーキンググループでした。最近、やはりアニマルウエルフェアにかなり注視する、もしくは留意するようになってきています。なぜ、野生動物のアニマルウエルフェアに留意しなくてはいけないのか、野生で生きている動物に動物福祉ってあるの、と疑問を抱かれるかもしれません。

皆さんのお手元に配布した資料中の表で説明されていますが、OIEのワーキンググループが定義した動物の中で、この赤字にした部分が非常に重要です。これまでは、家畜つまり人間の管理下にある動物でさらに人間が都合よく選択して表現形を変えてきた動物だけを対象にしてきたのですが、それ以外にこの家畜が人為的もしくは事故的に野外へ放畜されて自立できる野生下家畜も含まれます。さらに野生動物であっても人間の管理下にある、たとえば動物園動物ですね、それも対象となり、さらに本来の野生動物も人間と接点がある場合、たとえば狩猟対象になる時とか、もしくは地域的に食肉対象になる時、なんらかの形で人間が関与する時も、やはり動物の福祉の対象になるという考えを持っています。

以上のことから、個人的にもそうなんですけど、社会的もしくは国際的な視点から、今回の札幌市の条例、まったく新しい条例を制定するときに気を付けてもらいたいことを2点あげます。まず、用語の定義を明確にしてもらいたいということです。動物福祉、さっきいったように非常に心地良い響きをもつ用語ですが、それに対する考え方とか感じ方は人それぞれにかなり違うと思うんです。その用語に対する定義を不明確にしたまま議論してしまうと、おそらく間違いや誤解が生じるのではないのでしょうか。それらを避けるために、キーワードとなる用語にはまず明確な定義を最初にしていただければと思います。2点目は、アニマルウエルフェアとか、動物愛護と混同される場合もある動物福祉は感情的や情緒的になりがちなので、それぞれの国の文化的、社会的背景、市民的な感情に左右されてしまいます。でも、それをそのまま国際的な議論の中にもっていくと、全く通用しなくなります。さきほど述べたように、宗教とか政治とか文化、そういう多様な要素の中でアニマルウエルフェアを議論する場合、やはり唯一の共通基盤となるのは科学でしかない。科学的にアニマルウエルフェアをどう追及するのか、そういうことをこの条例の中に明確に示していただければ、かなり斬新なものになるのではないかと考えます。以上で私の情

報提供は終わります。どうもありがとうございました。

(「よくわかりました。ありがとうございます」というチャットあり)

○金子議長 村田先生、どうもありがとうございました。動物福祉やその他の用語についても、定義をしっかりとなくちゃいけないということ、あるいは海外の先進国で動物福祉がどのように扱われているかが大変よく理解することができました。動物園条例には科学に基づいた先進的な内容にしてほしいというご要望もいただきましたので、この後、条例がそのような内容になっているかどうか、今日はアドバイスを頂ければと思っています。先生方には、先ほども申しましたように皆さんからご質問もあるかと思いますが、議題の中で、お話をいただければ、あるいはご質問をしていただければと思います。

それでは、議題に入る前にここで5分ほど休憩をいれたいと思います。再開は10:25としたいと思いますので、よろしく願います。佐渡友先生、村田先生、今日はどうもありがとうございました。それでは、一旦休憩とさせていただきます。

-休憩-

○金子議長 それでは、よろしいでしょうか。議題(2)の条例内容の確認を行いたいと思います。前回の検討部会では、第1章の総則、第2章動物園水族館について意見交換を行いました。委員のみなさんからいただいた意見を事務局で整理して再度提示していただくこととしておりました。特に、第1章の目的や基本理念、基本原則、定義の動物園水族館の項目は、遠井委員、諸坂委員のご意見を多くいただいておりますので、事務局がお二人と相談して整理することになっておりました。今日はその辺の話がどのようになったか確認したのち、それ以外の条例内容案を見ていきたいと思いますので、まず目的から定義の項目まで見ていきたいと思います。それでは、事務局から説明をお願いします。

○事務局(森山調整担当係長) それでは資料3を使って説明をいたしますので、みなさま資料3をご覧ください。まずはじめに、資料3のつくりを説明しますが、大きく三つの列に分かれており、左が前回部会の案が掲載されています。真ん中の列は本日ご提示する案になっています。一番右の列は、今回の案を整理するにあたり、皆様からいただいた意見や事務局の検討ポイントが記載された列になります。今回提示する案の中には、下線が引かれた部分がありますが、これは前回の案から変更となった部分です。また、検討ポイントの欄には・のほかに◎がありますが、これは事務局が整理しきれなかった点になります。今日はこの◎を中心にご意見を頂けたらと思います。

それでは、前文についてです。前文は、今回も案は作成していませんが、目的規定に記載してはどうかとご意見をいただいた中で、前文に記載する内容として整理した点を検討ポイント欄に記載しました。6点記載がありますが、一つ記載誤りがありますのでお知らせします。最後の点ですが、生物多様性保全の活動はというところですが、五つ目と同じ内容が記載されておりますので、削除をお願いします。目的規定から前文に整理した点は、3点目から5点目までです。円山を主軸に他の動物園のボトムアップを図ること、ワンヘルスの要素、生物多様性保全は公益であることの3点になります。目的規定は、できるだけ言葉の修飾を少なくしていくことを考慮し、これらの内容は前文にしっかりと書け

ればと考えています。

次の項目です。条例の目的ですが、ここは生物多様性の保全、持続可能な社会の実現を目的としたうえで、案1の1行目の下線部分ですが、「動物園等が生物多様性の保全において重要な役割を有していることを認め」という文を追加しました。これは、種の保存法の動物園等の責務の規定の中で、書かれている一文なんですけれども、この動物園条例でもこうしたことを明確に記載してはどうかというご意見がありましたので、盛り込んでいます。また、前回までの案で、「市、市民、事業者の責務を定め」というくだりがありましたが、これを削除し、市民等の協働によって持続可能な社会を実現するという流れの文章にしました。また、新たな表現として、動物園らしさを出すとともに時間的側面を付加するため、将来に野生動物をつないでいくことを記載しました。これらは遠井委員の意見をもとに、諸坂委員と事務局で、基本理念と合わせて整理した結果となります。目的規定では、検討ポイントの最後の◎ですが、文章が長いので二文に分けられるのかどうか、また、「野生動物を将来に受け継ぐ」の文言は、案1のように将来世代に受け継ぐためにと使って、前に記載するか、案2のように「将来世代のために野生動物の保全に寄与することを目的とする」と最後の方に持ってくるか、2通り考えられるので、どちらが良いかご意見をいただければと思います。以上が目的規定に関してです。

次に基本理念ですが、動物福祉については、配慮では表現が弱い、というご意見、そして良好な動物福祉の確保は動物園の責務であるという意見、またさきほど村田先生のお話にもありましたが、動物福祉は科学に基づくものでなければならないという意見、これらのご意見を下線部に表現をしました。基本理念にレクリエーションの要素をうたうべきのご意見が諸坂委員からありましたので、その辺について今日はもう一度ご意見を頂ければと思っております。

つづいて定義です。動物の定義は、前回諸坂委員からのご指摘で「その他多細胞生物」の「その他」の次に「の」を入れたほうが良いというご指摘がありましたので、修正しています。

つづいて2ページ目、野生動物の定義をご覧ください。これは前回までなかったのですが、次の定義、動物園水族館の中で、動物園で飼育する動物をどのように表現すべきかという点で、前回意見が分かれておりました。この点を整理した結果、野生動物という言葉で表現することとしたために、新たに定義をしたほうがよいだろうということで追加したところです。さきほど村田先生からお話しがありましたが、動物の分類として検討ポイント欄にも図を掲載しましたが、このように区分することができることから、この条例で扱う野生動物という言葉は右側の緑枠内の飼育下の野生動物と本来の野生動物の両方を指すものとして定義して、次の動物園水族館の定義の中では、「主に野生動物を飼育し」という形で表現することとしました。これは、種の保存法でも同様の意味で野生動植物という言葉が使われていることから、この案でも「野生動物」を使っています。種の保存法では野生動植物の定義はありませんが、この動物園条例では、野生動物には自然の中に生息する動物ばかりではなく、生まれも育ちも動物園水族館である飼育下の動物も含めているこ

とを明らかにするために設けております。

次の動物福祉の定義です。さきほどの村田先生のお話も踏まえまして、やはりOIEで定義している、動物の精神および身体の状態を指す言葉として整理し、さらには科学的指標をもって判断するものということで定義したいと考えております。動物福祉は良くも悪くもなるもののことを指しており、例えば動物の幸福を満たすために行うことなどといった説明は、定義の最後にある環境エンリッチメントと同義であるので動物福祉の定義としては不相当と考えています。また、海外で使われているアニマルウェルフェアと同じ意味合いであることも含めまして、こういった説明は条例の解説書に書いていきたいと思っております。この条例制定後の普及啓発に努めていきたいと考えています。

その他の定義については、再導入という言葉は新たに設けておりますが、それはのちに出てくる2章の実施事業の項目の中で使われることになったので、追加しています。この再導入の定義ですが、これはIUCNという、和訳で国際自然保護連合という団体がございまして、そのガイドラインに使われている定義を環境省が翻訳したものがございましたので、それを引用したものです。

また、生息域外保全は、以前動物園水族館を定義する中に記載されていたのですが、現行の案にはこの言葉は出ていないので、削除することになるかもしれません。以上が、定義までのご説明でした。

○金子議長 はい、ありがとうございます。事務局から説明をいただきましたけれども、目的から定義までを一つ一つ協議をしていきたいと思っております。

資料3の目的の部分です。こちらには案を二つ提示していただいておりますけれども、まず案1、2をどうするかさきだって、内容の要素をどうするかについてご相談をいただければと思います。内容の要素として、事務局の方では四つ挙げております。一つは「動物園が生物多様性の保全に重要な役割を有していることを認める」、次に「動物園等の活動の基本理念や基本原則を明らかにする」、「市、市民、事業者が協働して持続可能な社会を実現する」「将来世代に野生動物を受け継ぐ、野生動物の保全に寄与する」という四つの要素が入っておりますけれども、まずこの四つを盛り込むということでよろしいかどうかご意見をいただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか？お話しの際にマイクのミュートを解除して、発言をお願いします。

○遠井委員 構成要素については基本的にこれでいいと思うのですが、念のために確認ですが、責務規定を外した理由を事務局の方から補足的に説明していただけますでしょうか。

○事務局（森山調整担当係長） 「市、市民、事業者の責務を定める」を外したのは、この条例でどうすることで持続可能な社会、生物多様性保全に寄与するのかという流れでは、市、市民、事業者の責務を定めることが重要ということではなくて、市民等の役割を定めるのは規定の中で定めているので、それよりは協働して生物多様性の保全にみんなで頑張っていくことを表記することで、より条例を市民、事業者と一緒にやっていくということが出るということと、責務というのが重たいという語句の指摘もあったかと思っておりますので、そういったことの調整でこの内容にしています。

○遠井委員 了解しました。賛成です。

○金子議長 四つの要素を盛り込むということについてはよろしいでしょうか？

(「賛成です」という声あり)

○金子議長 ご意見がなければ、二案ある表現についてご意見をいただきたいと思えます。資料3で◎のところに、二文に分けるべきか、野生動物を将来に受け継ぐを前に書くか、後ろに書くかといったことも記載されていますけれども、ここの案1、2についてご意見をいただければと思えます。

○村田先生 二文にわけるとかどうかは問わないですが、「かけがえのない」という用語が使われていますよね。「かけがえのない」という抽象的な表現でよいのかどうか。以前、日動水でアピール本を作った時に、そのアピール文を英語にできるのかどうかを問われたことがあるんです。つまり、先ほども申し上げたとおり世界的に通用する、より実用的というか、プラグマティックな内容にするには、具体的で明確な言葉を使った方がよいという思いです。例えば、「かけがえのない」という言葉よりも、「健全な生態系を構成する重要な要素である野生動物」とか、ちょっと難しいですが、そのようなサイエンティフィックな用語を使った方が感情に流されないでよい、という思いはあります。以上です。

—チャット—

●遠井委員 了解しました。賛成です。

●福井委員 村田先生に賛成です。

●諸坂委員 村田説に賛成。

○金子議長 ありがとうございます。みなさんよろしいでしょうか。ご意見がなければ、村田先生からのアドバイスを入れた形で修文していただくことにしたいと思います。案1、2についてのご意見をいただければと思えますが。

○諸坂委員 二文にするかしないかというところは、こういう本があって(法制執務詳解)、これはいわゆる法律を作る人たち、内閣法制局とか衆議院参議院法制局とかそういう人たちがどういう表現をしたらよいかという、結構分厚い本ですけれども、これが一種のバイブルなんです。これを確認しながら、文言を一つ一つ決めていくという作業をするのですが、確認ですが、二文にしちゃだめだというのはどこにも書いていないんです。ただ、私なりに立法例を探した中では、二文になっているものがない。二文にしちゃだめとはなっていないけど、二文にした例もないんです。ある法律は700文字くらいある目的規定を見つけたんですが、一文なんです。700文字っていうと原稿用紙二枚くらいですから、それが読点なく一文で書かれていて、我々法律家は読み慣れているので、読んで頭にすらすら入るんですけど、たぶん一般の人には入らないから、結論としましては二文でいいと思えます。二文にしたらだめだという法定解釈がない以上、二文にしても問題ないだろうと思えます。ただ、一点注意しなきゃいけないのは、「この条例は、……を目的とする。」と文章を締めくくるので、二文にして、一文目のところ、「何々を定めるものとする」って切っちゃうと目的規定でなくなっちゃうんですよ。法律学というのは、非常に形式主義的なフォル

マリズムな世界ですので、「この条例は……を目的とする。また、〇〇を目的とする。」と形式的には書かないと、この条例は何が目的なんですか？っていわれると、最後の方だけが目的になってしまうという風に読まれてしまう。ちょっと、そこはもう少し時間をいただいて二文にするかどうかも含めて、少しお時間をいただいて検討させていただければというところでございます。以上です。

—チャット—

- 異委員 案2の方が伝わると思います。わかりやすくをメインで、お願いします。
- 佐藤委員 案2に賛成で、分かりやすい目的にしていきたいです。
- 村田先生 それほど長くないので、一文でも良いような気がします。

○金子議長 それでは、委員の皆様の大勢は、わかりやすい方がというところで二文に分ける方がよいのではないかという意見が多いようですけれども、ここは諸坂委員にお願いをして、実際にその方向で進められるかどうかを検討していただくということによろしいでしょうか。

○遠井委員 賛成なんですけれども、今、諸坂委員からご指摘いただいたように、いろいろ細かいチェックっていうのは必要になってくると思うんですね。そこで、進め方のご提案なんですけれども、概ねのアイデアとか構成要素について議論を進めて、最終段階でドラフトチェックをきちんとやるというふうに切り分けて、もちろんご意見はいただきながらですけど、という風に考えてもいいのではないかと思います、いかがでしょうか。

○金子議長 貴重な意見をありがとうございます。これからその話をしようと思ったところですが、この検討部会の中では方向性といいますか、構成要素とかの重要なところを出していただいて、市民動物園会議の方に提案させていただいて、その後に条文の細かいことは市の方と一緒にしながら検討していくということで、検討部会の中では項目整理と重要なところ、漏れがないかというところを議論していただければと思います。そのような方向でよろしいでしょうか。

—チャット—

- 諸坂委員 賛成。
- 福井委員 遠井委員が提案される進行方法でお願いします！
- 黒鳥委員 了解です。
- 異委員 賛成。
- 佐藤委員 賛成です。

○金子議長 ありがとうございます。それでは、ご了解いただけたということで進めさせていただきたいと思います。次に基本理念ですけれども、前回からの委員の意見が反映されているかと思います。「動物園の活動においては、科学的な知見に基づいた良好な動物福祉を確保しなければならない」という理念になっていますけれども、こちらの方はいかがでしょうか。よろしいですか。

○金子議長 では何かありましたら、最後にご意見いただければと思います。資料3の中にあります、◎ですけれども理念にレクリエーションの要素を入れるかどうかについてはいかがでしょうか。こちらについては、諸坂委員からご意見いただいていたと思いますけれども、諸坂委員からご意見いただけますでしょうか。

○諸坂委員 自分で言うとおいて自分で首を絞めている形になっていまして、非常に定義がしづらい、難しいなと思っております、情操教育についてはいろいろな学会等で定義づけがあるので、それをもってればいいのかと思うのですが、どこみてもレクリエーションの定義がないんですね。佐渡友先生の方が良いアイデアをお持ちかもしれませんが、チャットの方に案文を書きました。今送りますね。

ーチャットー

●諸坂委員 この条例においてリ・クリエーションとは、動物園等で展示される動物のユニークな姿形、動作、生態に直接・間接に触れることで、又は命の尊さや慈愛を体感することによって、動物を慈しむ心や豊かな人間性を育み、もって健康で文化的な生活の実現に寄与することをいう。

読み上げますと「この条例においてリ・クリエーションとは、動物園等で展示される動物のユニークな姿形、動作、生態に直接間接に触れることで、又は命の尊さや慈愛を体感することによって、動物を慈しむ心や豊かな人間性を育み、もって健康で文化的な生活の実現に寄与することをいう。」いろんなどころを見てこれはレクリエーションかと最終的に戻ってきて、わかりづらいですよ。簡単にいうと余暇生活、娯楽なんです。一巡して定義しない方がいいかなと思って、下手に定義するとドツボにはまるパターンかなという感じがして、我々の共通理念の中では娯楽ではないよねというところだと思うんですけど。佐渡友先生、何かお知恵を拝借したい。

ーチャットー

●村田委員 ちょっと分かりづらいです。

●巽委員 ながーい、娯楽・・・

●村田委員 再創造なので、人間のライフスタイルを見直す場、という感じでは？

○佐渡友先生 まず、法律の中でレクリエーションを目的としている法律というと都市公園法だと思います。ところが都市公園法というのは、レクリエーションという言葉を使っていないですよ。ここで何を言っているかを見ると、「都市公園の健全な発達を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする」という言い方で、公共の福祉に逃げている状態ですので、法律の用語としてレクリエーションという言葉を使うのはちょっと難しいんじゃないかという気が私もあります。それで、私としては、今回いただいた資料3の中で第2章6のところ、レクリエーションや情操教育の中身をうたっていると理解しました。ここに書いてあるのは、「生きものや自然の不思議に気づく感性を養い、動物を慈しむ心や豊かな人間性を育む機会を提供する」という文言なのですが、これをアレンジ

した方がいいのではないかという気がいたします。レクリエーションという言葉に触れるよりは、事業の6でこういう言い方をするわけですから、その前段階としてここに重なるような言葉をあらかじめ持ってきて置くという形できれいにいかないのかな、と思うのですけれども、いかがでしょうか。

ーチャットー

●諸坂委員 なるほどです。

●巽委員 賛成、伝わりますね。

○金子議長 ありがとうございます。諸坂委員いかがでしょうか。

○諸坂委員 これもおっしゃる通りな気がします、ありがとうございます。

○遠井委員 今のご提案に賛成なんですけれども、さきほど佐渡友先生からのプレゼンテーションの中で動物園と市民の関係にフォーカスしていただいて、おもしろいなと思っていたのですが、動物園と市民の協働と科学的な知見という三つがあって、今の基本理念だと動物園と科学の関係は明記されているんですけれども、動物園と市民の関係が入っていないので、今のご提案と関連づけて、そういう趣旨は第2項として入れてもいいのではないかと思います。以上です。

○金子議長 遠井委員、具体的にこういうアイデアというのがありますか。市民との関係ということにつきまして。

○遠井委員 例えば、市民に開かれたものであるとか、動物園の研究教育は市民のために行われるとか、何かそのような類のことでいいのかなと思いますが、今すぐには適切にぴったりというフレーズは思いつきませんけど。

○金子議長 この基本理念の中に、市民という言葉を入れるというアイデアですね。

○遠井委員 そうですね、市民によって支えられているというのと同じように、動物園という施設自体が最終的に、その研究教育も市民に還元して、先ほど村田先生や佐渡友先生のご指摘のように、市民と生物多様性をつなぐ架け橋となっていくということであれば、そのつながりを何かいられるのであれば、入れてもいいかと思いますし、目的規定の協働でカバーできるというのであれば、それでもいいのですが、市民に還元されるという要素は入れてもいいかなと思いました。

○金子議長 わかりました。整理しますと基本理念の中には、レクリエーションあるいは情操教育という言葉は盛り込まないという方向で、新たに遠井委員から市民と動物園の関係について入れた方がいいのではないかという意見がありましたので、まずはレクリエーションと情操教育は基本理念には入れないということを決めさせていただいて、市民については少し事務局の方で検討いただくという形でのよろしいでしょうか。

ーチャットー

●佐藤委員 市民と動物園のつながりを入れることに賛成です。自主的に楽しんで学ぶこともリ・クリエーション。

○福井委員 追加コメントさせていただきたいんですけれども。これまでの条例検討部会で、自分が一つのキーワードとして示させていただいた言葉の再掲になりますけれども、レイチェルカーソン氏のセンスオブワンダーという、先ほど佐渡友先生も指摘された6項の生き物や自然の不思議に気づく感性を養い、気づきの部分ですね、これに関わってくる重要な用語、キーワードだと思うのですが、これは村田先生も色々なところでお話されているので、これを機会にぜひコメントいただきたいと思っているんですけれども、センスオブワンダー、人間の気づき、感性、驚きからの学びにつながる部分ですね、まさにこれを市民側からの動物園が果たしたい役割の一つだと思うのですが、これをうまくこの条例のところに落とし込むということで、6項をそのままいれていくのかどうか、自分としてはそのあたりを提案したいと思います。村田先生追加コメントがあればお願いしたい。

—チャット—

●村田先生 「生物多様性の保全を目的として社会協働で行わなければならない」のようになるのでしょうか？

○村田先生 今考えていたのですが、「動物園等の活動は生物多様性の保全を目的として、社会協働で行わなければならない、」というような文章にするのはどうでしょうか。保全の中には、保全教育も入るし、保全研究も入るし、そういう言葉の中に含まれた意味もあるので、皆さんの意見を考えるならば、「社会協働」とか「市民参画」という言葉を入れた方が基本理念としてはよいのかなと思います。

○金子議長 ありがとうございます。福井委員、今の意見はどうでしょうか。具体的に文言としてはどんなことを考えていますでしょうか。

○福井委員 はい、市民参加、市民協働を促すということ賛成です。あとは、諸坂委員のおっしゃってるところ、佐渡友先生の指摘されたところ、気づき、感性というのは動物園が果たす五個目の役割としてもよく言われる部分だと思うんですけれども、自然認識、気づきの部分を大切にしたいと思います。

○金子議長 その自然認識や気づきを基本理念の中に文言として入れた方がよいというご意見ですか。

○福井委員 そうですね、やはり目の前で市民が見たものを、感性をかき立てて、教育、教えるというよりは自分で気づいていくという、感性の部分を動物園はしっかりと大切にしていくという役割は今後も重要視した方がよいのかなと私は考えています。

○諸坂委員 今色々な委員の方がおっしゃったことはすべて基本理念の中に書き込みます。基本理念の中には、先ほどの立法マニュアルに、第1号2号3号という風にですね、この条例は〇〇について次の各号のように基本理念を推進していかなければいけないという書き方がありますので、動物園というのは次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならないと書いて、(1)生物多様性の保全(2)センスオブワンダーという風に箇条書きに書けますので、ここは皆様のご意見、遠井委員の市民との関係性とか、全部各号で書けるというところです。皆さんの意見を反映できますよ、ということが言いたかっただ

けです。一文で書かなくてもいいということです。

○金子議長 ありがとうございます。もう一度整理しますが、レクリエーションや情操教育は文言としてはここには入れない。市民協働、村田先生のほうからもチャットでもご意見いただいていますけれども、遠井委員からいただいた市民参加ということ、福井委員からいただいた気づきという言葉については、事務局の方で検討していただいて、皆様とは、個別に相談していただくかもしれないですけれども、そういうことでよろしいでしょうか。

—チャット—

●諸坂委員 OK

●福井委員 了解です！

●村田先生 OK

○金子議長 ご意見はなさそうですので、そのようにまとめていただきたいと思います。ここは重要なところでしたので、時間をとってしまいましたけど、次もかなり重要といたしますか、ご意見あるところかと思えますけれども、定義については、特に動物園水族館で飼育する動物をどう表現するかについては、「野生動物」を定義して、「野生動物」を使用するとしたとのこと。動物園水族館の定義も、以前のものに比べると読みやすい表現になっているのではないかと思います。ページがまたがっていきますので、まず「動物」がありまして、「野生動物」、「動物園水族館」というふうに続いていきます。「動物福祉」では色々ご議論があらうかと思えますので、「動物園水族館」までのところで意見をいただければと思います。よろしいでしょうか。

○諸坂委員 この「野生動物」の定義については、村田先生からもご指導いただいた通り、内容そのものは異論がないのですけれども、第4回条例検討部会の真ん中の列のこの案文でいくと、人の管理下で飼育及び繁殖した飼育下個体群を含むと読めてしまうんですよ、野生動物というのは人の管理下で飼育及び繁殖した飼育下個体群かということ、ここの表現はもう少し検討しないといけないのかなと。これが「動物園動物とは、」となっているのであれば、その扱う対象としては家畜化されていない動物とか、自然生息地で生息した個体群、人の管理下云々となるんで、一番最後のところはオヤッて思う人もいると思うので、そこは少し検討しないといけないのかな。村田先生のコメントにもあったこの図を表現できればいいわけなので、動物園で扱う動物とは以下の各号のものをいうとして、1号2号3号4号と分類してもいけるかなという気がしています。まだ頭が整理できていないのですが、以上です。

○遠井委員 諸坂委員のご指摘については、「含む」とすると他にもあるのか、という風にみられるというご指摘だと思うので、何々を「指す」としてもいいのではないかと思います。それから2点目は、村田先生にお伺いしたいのですけれども、先ほどOIEの定義をご紹介いただきましたけれども、グローサリーを確認すると、feral domestic animalsもワイルドライフに入ると書かれていたように思うのですが、その場合、今回この条例で定義したい範囲よりも広がります。feral domestic animalsにもアニマルウエルフェアが適用

できるという場合は、いったいどういうことを意味するのでしょうか。たとえば家畜化したラクダを農業被害があるので防除したいときには、殺し方は人道的にしましょうということなのか、そもそも殺してはならないということになるのかという、どちらなのでしょう。3点目は皆さんにお伺いしたいことですが、OIEのワイルドライフの定義よりもこの条例は狭く定義をします、ということであれば、その理由を説明文書として出すべきだと思うのですが、これをどういう風に説明すべきか、という点です。例えば外来種で特定外来種に当たれば、これは野生化した元ペットとかも防除の対象となり、殺害はできるが、殺害方法は人道的という要素が入るかどうかはわかりませんが、本条例ではそこを対象としない、ということと、特定外来種でない場合であってもこれは省かれる、ということをどういう風に説明するのか、が気になりました。

○金子議長 ありがとうございます。村田先生いかがでしょうか。

○村田先生 ただいまのご質問ですが、フェラルであってもワイルドであっても、人間が関与したときに初めてアニマルウェルフェアという問題が生じるので、さっき言われたように、捕獲であるとか、と殺の際のアニマルウェルフェアの基準を対象とする動物ですよ、だから野生化した家畜をどう考えるかというよりは、そこに人間が関与する場合にどう考えるかというふうに理解していただければと思います。

—チャット—

●異委員 わかりやすかったです。

○遠井委員 ありがとうございます。というのは、前回の打ち合わせの時に、諸坂委員が例えば小笠原とか世界遺産指定をする前に、ノネコをどうするかという問題があるというお話をされていて、ノネコを殺してはいけない人たちの論拠となつてはいけないのではないかと懸念されるという風におっしゃっていたと思うので、そこにつながるわけではない、殺してはいけないということではないわけですね。

○佐渡友先生 ノネコの話は動物園においてもややこしい問題になりうることはご指摘しておきたいところで、動物園は、カラスなどの野生動物を含めて捕獲して何かするということが一定程度必要であり、ノネコ問題も避けられない問題です。ただ、ここで言っているところの野生動物、ノネコに対して動物福祉を適用するかと言ったら安楽殺も含めて適用するのだけれども、ここで言っているところの野生動物、動物園が積極的に関わっていくものとしては野生由来の個体であって、それに累代繁殖した個体が含まれると理解いたします。ここのすみわけ、どういう意味で野生動物を定義するのかということと、動物福祉上の扱いは分けて考える必要があるという気がいたします。

○金子議長 ありがとうございます。

—チャット—

●遠井委員 了解しました。

○諸坂委員 佐渡友先生がおっしゃったフレーズがドンピシャな気がするんです。野生由

来のもので、施設内で繁殖したものっていう、これが一番すっきりしているのかなという気がしました。もう一つは、「野生動物とは」という定義ではなくて、この条例において「動物園で扱う野生動物とは」という風に修飾語にした方がよいと思います。野生動物そのものの定義は、福祉との関係、さきほど村田先生がおっしゃったように人が介在した瞬間に「福祉」の概念が生まれてくるので、人が介在していないレベルにおいて「福祉」は関係ないですから、そこは入れてもう一度皆様にご提案したいと思います。佐渡友先生が非常にすっきりとした表現していただいたかなと思ひまして、ありがとうございました。

—チャット—

●佐藤委員 野生由来で、の言葉を入れることに賛成。

○事務局（加藤園長） ここで野生動物がでてきたのは、下で動物園水族館が飼育する動物はなんだというのがあって、そこに野生動物をいれたいがために上で野生動物を定義しているだけですね。佐渡友先生がいった中身はドンピシャだけれども、この野生動物のところに動物園で飼育するって入れちゃうと、下でまたぐるぐる回っちゃう感じになるので、そこをもう一回整理した方がいいかなと思います。

—チャット—

●諸坂委員 あそうか、加藤さんのご意見了解です。

○金子議長 ありがとうございます。今のご指摘を踏まえて、事務局の方で野生動物と動物園水族館の整理と、野生動物の中で、佐渡友先生からあった野生動物由来のという表現はみなさん同意されるというように感じますので、そこをベースにして、この文言について少し修正させていただくということによろしいでしょうか。

—チャット—

●佐渡友先生 よろしくお取り計らいください。

●村田先生 動物園動物（zoo animals）という用語は使わないのでしょうか？

○金子議長 ありがとうございます。それでは、動物園水族館の前回から変更した部分が入っていますけれども、そちらについてはいかがでしょうか。

○諸坂委員 村田先生が今チャットでおっしゃった「動物園動物という用語は使わないのでしょうか。」というご質問なんですけれども、私は使おうと思っていたのですけれども皆様からわかりづらい、一般化した用語なのかという意見がでて、今の段階では動物園動物という言葉を使わない方向での議論になっているかと思いますが、動物園動物あるいは展示動物という定義をのせてそこに説明を含ませていったほうが概念構成上は、概念を固める意味ではいいかな、と今でも思っております。

—チャット—

●村田先生 そうでしたか。

○金子議長 皆さんいかがでしょうか。

○遠井委員 この点も後のドラフトを見てもう一度考えたらどうかなと思います。私は飼育する動物ということで、諸坂先生がおっしゃっているような展示されている動物はカバーできているのではないかと思っているのですけれども。その辺も全体の構成の中で、不明確なのか、不足なのか、というところを次の段階で検討してもよいのではないかと思います。以上です。

—チャット—

●佐渡友先生 世界的な保全（種の保存）の文脈上では「保険個体群」と言ったりしますよね。

●諸坂委員 飼育と展示はちがうかな？

●村田先生 飼育と展示とは直接リンクしないと思います。非展示で飼育する動物もいるので。

●福井委員 「この条例において「野生動物」とは、家畜化されていない動物をいい、自然生息地で生育した個体群並びに人の管理下で飼育及び繁殖した飼育下個体群を含む。」今回提案された通りでよいと考えています。

○金子議長 わかりました。これまでの議論で、動物園動物という言葉はなるべく使わない方向でという話にもなりましたので、今回はそういう形にさせていただいて、動物園水族館の定義についてはご意見ございますでしょうか？だいぶわかりやすくなっていると思いますけど。動物園水族館についてはよろしいですか。

—チャット—

●遠井委員 わかりやすいと思います。

○佐渡友先生 補足説明も含めてお話させていただいてよろしいでしょうか。動物園水族館の飼育動物が、家畜もいるかもしれないけれども、基本的には野生動物を飼っているんだよね、それは野生動物として飼っていくべきだよ、という意味でよく使われるのが、域外保全上の「保険個体群」という言葉です。それはあくまでも野生動物であり、家畜っぽくしてはいけないのだと、野生復帰を視野に入れながら、できる限り野生動物らしさを保つように飼っていく、それが動物園が飼育するところの野生動物だという考え方です。ですから、あえて「動物園動物」という言葉を使うよりは、条例上は動物園が飼っているのはあくまでも「野生動物」として扱うということを確認しながら進める方が分かりやすいのではないかと考えます。

○金子議長 ありがとうございます。よろしいですか。今佐渡友先生からもいただいたご意見も参考にしながら、整理を事務局の方をお願いしたいと思います。

—チャット—

●諸坂委員 OK、賛成。

○金子議長 では、次に動物福祉です。こちらにつきましては、事務局から提示されています。今回は、OIEの国際会議に参加されていらっしゃいます、村田園長もいらしていますので、こちらについていろいろご意見があるかと思しますので、少し動物福祉についてご検討ご意見をお願いしたいと思います。

○村田先生 発言させていただきます。（動物福祉）というところにできればアニマルウェルフェアを併記した方がよいのかな、ここで使われている動物福祉というのが世界で使われているアニマルウェルフェアと同義であるってというような説明が必要かなと思しました。2点目は動物の精神及び身体と書いてあるんですけど、この精神という言葉が適切かどうかと疑問に思います。実は3ページ目に基本原則の（2）として、動物の身体的、心理的、社会的要求と書かれているので、ここは用語の統一として「動物の身体的及び心理的健康状態をいう」という風にされた方がいいのではないかなと思しました。以上です。

○金子議長 ありがとうございます。精神という言葉は心理的と、言葉の統一を図るとのことですが、いかがでしょうか。

（特に意見なし）

よろしいでしょうか。それでは全体の文章としては、どうでしょうか。

（特に意見なし）

よろしいですか。アニマルウェルフェアを併記すること、精神というところを心理的として、全体の文についてはいかがでしょうか。

ーチャットー

- 異委員 統一してお願いします。
- 村田先生 「動物福祉（アニマルウェルフェア）」とすべきか。
- 異委員 解説ではなく、条文に載せるということですか？
- 村田先生 その通りです。
- 異委員 了解です。

○佐渡友先生 村田先生のご指摘の点について賛同したいと思うのですが、その理由というのが英語にしたときにどうなるのかというと、精神というとスピリチュアルな話が入ってきかねない、それよりはサイコロジカルな話なんだと。それを日本語とした場合には、心的という言葉の方がよりふさわしいと思います。

○遠井委員 専門外ですけど、今のご説明がわかりやすいなと思いましたが、先ほどご提示いただきましたOIEの定義を参照すると、「physical and mental state of animal」とありますので、mentalにあたるのだろうなということと、健康状態の「健康」は入っていないので、「身体的及び心理的あるいは心的な状態をさす」という方が英語の定義とぴったりあうと思うのですが、その点はいかがでしょう。

○小菅委員 健康状態ではなくて状態とするに賛成です。村田先生の方からその時その時の状態をいうんだといわれていて、健康というと不健康ではない健康だからプラスのイメージになってしまう。このところは状態でいいと思う。

○金子議長 村田先生、今のご議論いかがでしょうか。

○村田先生 健康をとっても問題ないと思います。

○佐渡友先生 動物福祉の専門家の佐藤衆介先生という方もよく話をしていたのですが、基本的に動物福祉に関して言うのだったら、状態であるという表現の方がよりわかりやすいというのが私なりの結論というかご提案です。「健康」という言葉は価値観を含んでしまうので外しておいた方が無難かと存じます。

○金子議長 皆さん、いかがでしょうか。よろしいですか。今、異委員の方から「アニマルウェルフェアも条文に乗せるということでしょうか」とのチャットが入っていますが、それも条文に乗せるということを考えていきますが、よろしいでしょうか。動物福祉については、今の議論を含めて修文する。最初の村田先生の方からありましたアニマルウェルフェアという言葉も入れるということについてもよろしいですか。反対の意見がなければそういう形で修文をする方向で考えたいと思います。

—チャット—

●諸坂委員 OK

○金子議長 ありがとうございます。その他の定義につきまして、一括してご議論していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。こちらは特に懸案になっていることもないようですが、定義については皆さん了解でよろしいですか。今の議論を踏まえたうえで、定義については了解いただいたということにさせていただきます。次の基本原則、責務規定に進みたいと思います。では、事務局の方から説明をお願いします。

○事務局（森山調整担当係長） それでは、基本原則から説明させていただきます。基本原則（１）は、生物多様性基本法からの引用ということはこれまでも話してきましたが、意図としては、検討ポイントに記載しておりますけれども、動物園の活動が生態系を損なうようなことにつながってはいけないという基本的なことを表現するための引用です。わかりにくいなどの指摘もありましたが、法律で広めていることもありまして、原則として、この内容があるべきかという形で入れるべきだという視点で確認をしていただければと思います。（２）ですが、動物福祉に係わる原則ですが、ご意見いただいた「動物福祉を適切にモニタリングし」を「適切に観察、記録、評価、分析し」と表現しました。後段には生涯にわたる責任という文言がありますが、これは、動物を死ぬまで飼育していくという終生飼育だけをさすものでなく、第１回目の部会などでもご意見いただきました、その動物の繁殖であったり、搬出する先についても含めて責任を持たなければいけないという意図で書いたものであります。その点は解説にしっかり記載していきたいと考えています。

（３）はランドスケープの要素を表現するための項目ですが、前回案では教育要素が強くなってしまっていたので、前回案（３）を動物の展示そのものと教育活動と分けて記載し、（３）に動物の展示、（４）に教育という書き方で表しています。（４）教育の要素では、検討ポイント◎にあります具体的手法を記載してはどうかという意見がありましたので、その点皆様のご意見を伺えればと思います。（５）では、安全は義務でなければ

ならない、快適性とは同じレベルで記載するのはどうかとのご意見をいただき、原則には安全の確保を義務として記載することとしました。快適性については、安心してという表現にとどめ、後にでてくる施設の整備の項で記載することとしました。連携を原則に記載してはどうかという意見もありましたが、連携は一部の事業に係る、かつすべての動物園等が必ず実施しなければいけない原則にしてしまうのは難しいと考えまして、ほかの条項へ努力規定としてまとめることとしました。原則は以上です。

責務の説明です。市の責務では、札幌市が設置した運営者としての責任として、動物福祉を高水準にすることを明記すべき、透明性を高めて適正運営することを明記すべきとのご意見がありましたが、運営者の責任として保全活動などをあげずに動物福祉のみを書くというのは偏りがあるということ、それらの表現は3章円山動物園の方で読み取れるようにするべきではと考えまして、ここでは、本条例の目的理念に従って、適正に運営しなければならないとしています。市民、事業者の責務の項目については、表現をそろえました。表現がばらばらだと、市民が重たくなっているという意見がありました。ですので、動物園の生物多様性の保全活動への理解を深め、これを支援し、自分たちの活動でも実践していくというような中身に統一しています。市民の責務の方には、活動を実践するとしていた表現を、貢献するとしています。また、事業者の責務には、2項目目を作りまして、市の責務で書いてありましたように、民間が新たに動物園等を設置した場合に、運営者の責務として、市の責務2項目と同じ内容を追記しています。

○金子議長 はい、ありがとうございます。今、基本原則と責務についてご説明いただきました。まず基本原則からご意見いただきたいと思います。資料3にあります通り、基本原則につきましては、前回から変更して5項、変更箇所は下線が引いてある通りです。この五点という形の記載でよいかどうか。追加削除が必要かどうか。まずここについてご意見いただきたいと思います。

ーチャットー

●村田先生 今更ですが、野生動物を中心に書かれている基本原則ですが、動物園で飼育されている家畜や餌生物は対象外なののでしょうか？これまでの経緯を知らないなので、単なる感想としてご了解ください。

○金子議長 村田先生からチャットが入ってしまして、「今更ですが、野生動物を中心に書かれている基本原則ですが、動物園で飼育されている家畜やエサ生物は対象外なののでしょうか？これまでの経緯を知らないなので、単なる感想としてご了解ください。」ということですが、これに対してはどなたか。お答えいただけますか。

○遠井委員 私が答える立場ではないのですが、動物園としては野生動物を飼育するというのが最低ラインで、それ以外の家畜とかふれあい動物を飼育することを妨げるものではないという趣旨で触れていない、という了解であったかと思います。動物園たるもの少なくともこういうものですね、ということであって、それ以外の活動をしてはいけないというわけではないという理解なので、基本的には野生動物を中心に書くということでお

およそのコンセンサスがあったと理解しています。よろしいでしょうか。

—チャット—

●村田先生 わかりました。

●福井委員 その通りの議論の経過でした。

○事務局（森山調整担当係長） 遠井委員の考え方で同じです。動物福祉を考えていく対象動物としては飼育する動物となりますので、家畜も含め野生動物と定義した動物も含め対象とする、当然飼育している家畜は動物福祉の対象になりますし、原則で書いているものも家畜とは書いておりませんが、この考えのもとに同様に対応していくこととなります。

○金子議長 ありがとうございます。村田先生からも「わかりました」とコメントいただきました。

—チャット—

●村田先生 そうなると、やはり「動物園動物」の表現が必要になるかも。

●福井委員 「動物園動物」やはり市民になじまないということで、入れない経緯でした。

●村田先生 なじませなくてはね。

○諸坂委員 事務局のご説明で私も同意見なのですが、第2号の飼育する動物の中に、野生動物の他に、ふれあい動物や家畜やエサ生物も含むということを解説文に明記しておけばよいかと思います。

○金子議長 そうですね、解説文に書かなければいけないことがでてきます。

—チャット—

●巽委員 4項はわかりづらいのですが、「気づきを与え」の部分は、他の表現はありませんか？

○金子議長 巽委員の方からチャットで入っております、「4項はわかりづらい、気づきを与えの部分は他の表現はないか」とのことですが、巽委員マイクを入れてお話することができますか。

○巽委員 わかりづらいかと思ったのですが、「気づきを与え」、「自ら行動を変えることが促されるよう」というのは、例えば英語にしたらどんなふうに伝わるのかなと、もっと短くわかりやすく伝わるようにはできないでしょうか。

○遠井委員 確かドラフトは私が書いていたと思うのですが、「かけがえのない」は先ほど村田先生からご指摘いただいたように確かにボヤっとしている表現なので、なくてもよいかというのと、「気づきを与え」というのは先ほど来、福井委員がおっしゃっていたセンスオブワンダーをどういれるかというところなので、ここはもし福井委員からご提案いただいたら、それを入れてみてはどうかと思いました。あと、「行動変容」という言葉はさんざん言われるようになってきたので、行動変容でもいいのかなと思うのですが、理解を深めるだけでなく、主体的に自らの行動を変えていくというのが教育活動の目的

です、というところまで入れたほうがいいのかなという気がしています。それから、検討事項で「科学、コミュニケーション、参加」をいれるか入れないかということについては、「効果的でなければならない」ということだけにしておくと、例えば、今やっていることが効果的かどうかを来園者にアンケートをとってみましょうとあって、わかりやすかったですか、満足しましたか、はい、いいえ、とやって、「わかりやすかった」が80%なので効果的という評価となってしまいかねないかなということが懸念されます。ここは原則を定めているところなので、教育プログラムというのはどういう方針でやらなければいけないということを言及しておいてもいいのかなと、そうすると、プロセスが評価対象になるのではないかと思います、科学、科学的な知見とか、コミュニケーションとか、参加ということを挙げてみました。以上です。

○金子議長 今、◎のところのご意見をいただきましたけれども、遠井委員としては（４）にもう少し文言を変えて入れた方がよいというご意見ですか？

○遠井委員 あまり長くなりすぎるとわかりづらいので表現は考える必要があると思いますけど、検討事項として入れるか入れないかという点については、入れた方がよいのではないかという理由をご説明したところです。

○金子議長 遠井委員は入れた方がよいという意見ですね。気づきについてはどうですか？

○遠井委員 福井委員にご提案いただいたらどうでしょうか。

○福井委員 遠井委員が入れてくださったのは、私の意見を基にということと考えておりますけれども、前提として前回までの検討会でお話させていただきましたが、国際的にも評価されている動物園の一つであるロンドン動物園や保全の意識の強いメルボルン動物園を訪問したり、彼らの活動を見てきた背景で、これからの動物園の存在意義が私がこれ一押しで、唯一そこに存在意義があるとするならばと答えられたら、生物多様性保全に対して一般市民に分かりやすくその重要性を説いていくということと、持続可能な開発目標に従ったライフスタイルを見直すための情報を提供すると、保全に強く影響していくような役割をはたすべき、それが動物園の唯一そこに動物園が野生種を主に飼育して展示することの大義名分、役割を果たすことができるのではないかと考えております。それはひいては生物多様性の保全から広がってワンヘルスに基づくライフスタイルの提案ということもしていくべきだと思いますので、例をあげるとマイクロプラスチックの問題だとか、脱プラの社会を作っていくだとか、温室効果ガスの排出削減といったような地球温暖化についても意識できるようなこと、あるいは日本人の暮らしが遠く離れた北極だとか南極だったり、赤道直下のボルネオなどの暮らしとも切り離すことができない、私たちが日々恩恵をうけていたり、共有している生活の安全性だったり、豊かさというものが地球各国の地域で行われている人間の活動と必ずしもリンクしていて切り離すことができないということを意識できるような動物園というのが、今後目指される姿、あり様だと思います。その中では、教科書で教えたり、大人がこうなんですよと教えるというよりは、来園者が子どもが自ら目の前の動物をみて自分と姿形が違うとか、こんな動物が棲んでいる地球っていったいどんななのといったことを気づくということが大事と、動物園のなかでも考えられ

ていると思います。その表現は、異委員からもわかりづらいとの指摘があったんですけど、ちょっとアイデアをぱっと思いつきませんが、「生物多様性に気づき」とか、「五感を刺激して気づきを促す」とかでしょうか。それが生物多様性の保全の大事さや私たちの暮らしに結びつくことに気づきを与えるものでなければならない、そんな風に考えました。

—チャット—

●佐藤委員 自ら学び行動を変えることを促す教育とする、といった内容になると良いかと希望します。

●異委員 表現の問題なのですが、中高生くらいまでには、伝わるようにと考えます。

●村田先生 「地球上の生命が人間にとって重要であることを体感し」かな？

●福井委員 「自ら学び行動を変えることを促す教育」、「地球上の生命が人間にとって重要であることを体感し」、よいと思います。

●福井委員 地球上の多様な生き物が人間の暮らしと健康に重要であることを気づき、行動変革を促す教育

—————

○金子議長 チャットの方にもいれていただきましたけれども、佐藤委員の方からも「自ら学び行動を変えることを促す教育をする」とした形、もう少しかみ砕いてわかりやすい表現として入れた方がよいというご意見が多いようです。村田先生からも「かけがえのない」の表現を「地球上の生命が人間にとって重要であることを体感し」とのアドバイスもいただきました。この辺を事務局の方でまとめて次回提案させていただきたいと思います。

—チャット—

●異委員 お願いします。

●諸坂委員 OK

—————

○金子議長 責務についてはいかがでしょうか。市の責務の2項と市民の責務の表現について、事務局から説明をいただきました。どなたかご意見ありませんか、特にアンダーラインのところは前回と変わったところですので、ここのところをご意見等ございましたらお願いします。

○遠井委員 事業者の責務の2項ですが、今回新設したとこのことで、「事業者が動物園等を設置する場合は本条例の目的及び基本理念に従って運営されるように」と書いてありますが、これは直接事業者も適用されるわけですね。そうすると「基本理念や目的に従って」ではなくて、「条例に従って」ではいけないのでしょうか。

○諸坂委員 今の遠井委員のご質問で、「条例に従って」と言ってしまうと、事業者がこの条例全部に従わなければいけなくなってしまうので、あくまでも事業者さん、事業者というのも特定していないので、動物関係の事業者だけではなく、居酒屋だろうが佐川急便であろうが全部事業者、円山動物園に出入りしている事業者は全部事業者になるので、目的とか理念に遵守しなさいよという程度のことしかいえなと思います。以上です。

○金子議長 遠井委員いかがですか。

○遠井委員 ただ、事業者は動物園を設置する事業者ですよ、2項が指しているのは出入りする事業者ではないので、居酒屋さんとかは関係ないのではないかと思います。ただ、動物福祉の向上として、こういうことをしていかなければいけないということを全ての民間事業者が守れるかというと厳しいということであれば、そこは理念と目的だけ守ればいいです、ということであればそうなのかなとは思いました。

○諸坂委員 すみません、2項でしたね。おっしゃる通り、居酒屋は入らないんですけれども、目的、理念くらいしか書き込めない。以上です。

○事務局（加藤園長） ここは設置者たる事業者のことをいっていて、動物園水族館本体は他のところ全部にかかってくるのでこういう仕分けでいいかと考えています。

○金子議長 ありがとうございます。遠井委員よろしいでしょうか。

○遠井委員 了解です。

○金子議長 それからチャットの方では、巽委員から「再導入もわかるように表現をお願いします」とのことです。

—チャット—

●巽委員 戻りますが、定義の「再導入」もわかるように表現をお願いします。

●村田先生 「再導入」については、専門的に語るとけっこう難しいです。

●巽委員 なるほど

●佐藤委員 再導入は、これで仕方ないかと思います。

—————

○小菅委員 再導入は細かいというか、狭い定義ですよ。ただ放せばよいということではないから。

○金子議長 再導入は難しい定義とのこと、事務局の方でこれで勘弁してくださいとなるかもしれませんが、いずれにしても事務局の方で文言の整理はするというので、項目はこうしたいと思います。

○金子議長 戻りまして、責務はこれでよろしいでしょうか。もしよろしければだいが会議がおしてますが。

—チャット—

●福井委員 動物愛護管理法に従い、市の「責務」には、高い水準のアニマルウェルフェアを目指す、は必須だと考えます

—————

○事務局（加藤園長） 皆さんの都合がよければ、このまま続けさせていただいた方がよいのですが。

○金子議長 30分くらい遅れていますので、後30分くらいはかかりそうですが、ひよっとすると1時間近く、1時前には終わるか。皆さんご都合どうですか。

○諸坂委員 この後外出しなければいけないので後30分くらいでお願いできればと思います。すみません。私が抜けてからでも議論は続けていただいて、あとで事務局の方からご報告を受ける形でもかまいません。

○金子議長 では、他にも30分程度でお願いしたいとの方もいらっしゃると思いますので、なるべく早く終わらせるということで、休憩なしで行いたいと思います。

ーチャットー

- 遠井委員 大丈夫です。
- 村田先生 ちょっと場を離れる必要があります。
- 巽委員 30分までで。
- 佐渡友先生 私は構いません。
- 村田先生 これで失礼したいと思います。ごめんなさい。

(「ありがとうございます。」とのチャットあり)

○金子議長 村田先生、どうもありがとうございました。また、ご意見などお寄せいただければと思います。相談もたくさんいくかもしれません、どうぞよろしくをお願いします。

○事務局（加藤園長） ありがとうございます、またよろしくをお願いします。

○金子議長 では、実施事業からになります、事務局からご説明いたします。

○事務局（森山調整担当係長） 第2章動物園水族館を説明させていただきます。資料は4ページ目からになります。まず、実施事業ですが、前回、保全の技術が分かりにくい、ということがありましたので、(3)(4)についてですね、より分かりやすく具体的に表現してみました。展示の要素は前回(5)でまとめていましたが、動物を展示することが読みにくいと考えまして、(1)に展示という言葉をもってきました。飼育については(3)にまとめて表現したということになります。レクリエーション、自然認識の要素を6項目にまとめて表現しています。連携ですとか人材育成について実施事業で記載できないかのご意見もありましたが、先ほど原則にもありましたが、全ての園館に義務として課すのは難しいと考え、前回案同様、人材育成とか連携という項目がありますので、そちらで努力規定という形で記載することにしています。

続いての項目、動物福祉の向上についてです。まず配慮は向上へ変更しています。また、生活の質を確保するための飼育管理や獣医管理の必要性をより明確に記載したほうがよいとのご意見がありましたので、1項目のように、動物種に適した飼育環境、質の高い獣医療体制の二つを明記することにしました。前回案では、1項目に、規程を作り、それを適正に実施し、評価し、改善する、という内容を記載していましたが、その内容を4項目と5項目に分けて、具体的な手法を記載した方がよいという意見を遠井委員からいただきますので、そちらの案に変更しています。こちらの表現の方がよりの確で、わかりやすいと考えています。禁止事項の三つの表現について、特にご意見いただきたい点がございませぬ。一つ目が遺伝的多様性に寄与しない繁殖の内容についてです。検討ポイントに記載していますが、これは、将来的に種を保存するために現在は致し方なく近親交配も実施しているような種の繁殖や、専門用語になりますが近交系数が問題視されている種の繁殖はしてはいけないと、この言葉から読めそうなんです、そうすると動物園水族館においては

難しい状況が予想されますので、表現としてよいかどうか、ご意見いただければと思います。二つ目が、前回福井委員からいただいたペット化という表現ですが、どのように表現するのがよいのか、ご意見いただければと思います。三つ目が過度にふれあいを実施することを追加していますが、この表現でよいかです。また、◎にはしていませんが、以前からありました禁止事項の擬人化についてです。生態を誤って伝えるという説明は、動物福祉の観点ではないのではないかと考えられますので、生態を損なう擬人化と変更しましたが、生態を損なわなければそもそも擬人化はしてもよいかどうかという観点でのご議論が必要でございます。

続きまして、危機管理体制の整備、国内外の連携、情報の共有、人材の確保などです、5ページ目をご覧ください。各条項に必要と考えられる、ご意見を追加しています。危機管理体制では、3項目に重大な事故があった場合に、関係機関への通知や近隣への周知を追加しています。国内外への連携では、NPOなどの団体、NGO、非政府組織のことですね、などの連携について追加しています。情報共有の項目では、情報を発信するだけでなく、市民との協働の意識をもつために市民などからの意見の収集を図ることを追加しています。人材の育成では、福井委員から、行動学や福祉学、保全医学も必要との大事な指摘をいただきましたので、追記し、それらを書く意図については解説にもしっかりと記載するとなりました。

○金子議長 ありがとうございます。まず実施事業について、前回案から変更したところがあります。下線部分についてご議論いただければと思いますが、いかがでしょうか。

—チャット—

●異委員 実施事業6の表現いいですね。（佐渡友先生、福井委員 はい（絵文字））

●福井委員 私もそう思って読んでいました！！

●佐藤委員 実施事業については賛成です。

○金子議長 項目についてよろしいでしょうか。

○金子議長 ◎の点、連携や人材育成については事業内容として記載することが難しいためここには記載しないということになってはいますが、よろしいでしょうか。賛成の方が多いようですので、次に進みます。

次に、動物福祉の向上についてですが、特に議論いただきたい点としては、3項目の禁止事項について、事務局から説明がありましたが、その他のことについてもご議論、ご意見ございますでしょうか。

—チャット—

●佐藤委員 動物福祉3（3）（6）の過度に低下とは、どの程度のことか。どう評価するのか？

●異委員 「生活の質を確保するため」は必要ですか。

○金子議長 佐藤委員から「動物福祉の（3）（6）の過度に低下をどういう風に評価す

るのか」ときてますけれども、佐藤委員マイクを入れてこの点についてお話できますか。

○佐藤委員 この表現がいいのかというのが疑問に思いました。というのが過度のというのがどの程度のことなのか、評価可能なものなのか、そこを疑問に思いました。

○金子委員 そうですね、科学的にということはかなり打ち出している条例ですので、比較的な表現だと評価がはっきりしないところは厳しいのかなと思いますけど。

○諸坂委員 佐藤委員の意見に対してなんですけど、おっしゃる通り「過度に低下する」の過度とは何か、という議論あると思います。その一方で第1項の第2号を見ていただいたときに「予防から治療にわたる質の高い獣医療体制」といったときに、質の高いとはどういうことですか、という議論と同じ議論なんです。これを不確定概念というのですが、いわゆる不確定概念が入っている条例というのは裁量規定といいまして、こういう不確定概念、裁量規定というのは数え上げたら無数にあります。その場合、だれが判断するのかということ、所轄行政庁が「何が過度か、過度ではないか、何が質が高いか低いか、という判断をする」ということになります。これはもう立法、法律の世界での一般原理となります。例えば動物愛護法の中で、「みだりに殺してはならない」と表現しているのですが、何をもってして「みだり」かというのは、所轄行政庁が判断するんだという意味で、あえて不確定概念を入れた規定の仕方です。なぜかということこの不確定な言い回しをしておかないと、具体的な客観的な数値をいれてしまうとそれに少しでも足りないとか違反しているとすべて条例違反という話になってきて、いわゆるマネージメントが硬直化してしまう危険性がある。例えば、景気のいい時もあれば悪い時もあれば平時もあれば緊急時もあります。今みたいなコロナ禍における異常事態における福祉というのと景気がいい時代の福祉は状況が違ってしかりなんですけれども、例えば100以下にはしてはいけない、とか具体的に書きちゃうと、どんな状況どんな環境においても100以下でなければ条例違反という形でマネージメントが硬直化してしまうと。したがって、何をもって過度なのかという議論はあるんですけれども、そのあたりは条例の解説の方で書いて、科学的な医学的なエビデンスは進化していくと思いますので、常に最新の科学的な状況を踏まえて行政が判断する。また、コスト計算の問題もあって、理想は100だけれども今の札幌が持っている予算でいうと70までしかいけないということもある。100目指せといわれてしまうと、札幌は目指せませんとなって、ここでもうずれてきてしまうので、こういう不確定概念というのはどこかで残しておきたいというのは、立法する側からの発想としてはあるんですね。この過度とかいうのは、施行規則で書くとか、条例の下部規範のガイドラインを充実化させるとか、そんな風なことも考えながら、考えていければと思うのですがいかがでしょうか。

—チャット—

●遠井委員 「過度に低下させる」＝「著しく損なう」と表現できるかとは思いますが、佐藤委員に賛成です。例えば、科学的・国際基準に従って、とか、権限ある機関の判断に従ってなど。（福井委員 はい（絵文字））

●遠井委員 規準への参照か、決定機関を明示することができるのでは？

●佐渡友先生 第3章の動物福祉向上の機関設置とセットで読めるものと理解します。

○佐渡友先生 チャットにもいれさせていただいたんですけど、まず動物福祉の考えを扱っていくときに、全ての行為が必ずプラスになるとは限らないですよ。例えば、治療をするために一時的に動物福祉が低下することは許容しうるので、「ライフ・ワース・リビング (Life Worth Living) 」といった全体としての動物福祉を確保しようという考え方に基本なっています。ですので、どういった場合の動物福祉の低下がやむを得ないかを判断する、あるいは安楽殺みたいなことも含めてこういう場合はやむを得ないだろうということを誰かが決める仕組みというのは必要ですよ。それがこの条例の中では第3章の中の動物福祉の向上というところで、機関を設置すると書いていますので、諸坂委員がおっしゃる不確定概念で裁量規定を入れていくことと合わせて読めると理解します。
ーチャットー

●佐藤委員 解説で補強していただくことで了解です。

●遠井委員 解説で補足する+条文にも限定するための概念は入れておいては？

●佐藤委員 ここは、一般的な動物園についてということと了解します。円山動物園については3章ですね。

○遠井委員 今の佐渡友先生のご指摘の通り、私も動物福祉関係の機関とセットかと思ったのですが、佐藤委員も指摘されているように、この機関を設置するのは円山動物園だけなので、2章は一般的な規定だからちょっとフェーズが違うので、直結はできない気がしています。ただ、行政に全部一任してしまうということになると、柔軟性を確保できるという諸坂委員のご指摘とともに、反対に今の園長さんが変わられてエンターテイメント重視になってきた場合に歯止めにならないと困るというのもこれまでの議論であったかと思えますので、「国際的なあるいは科学的な基準に従って」とか、「専門的な助言を得て」とか、そういう形で行政がコスト計算だけで著しく損なうことを恣意的に決めることはできませんよ、という歯止めも少し入れておいたほうが良いのではないかと思いました。もちろん、円山動物園に関しては福祉に関する専門機関が設置されるのであれば、そこがその都度審議して決定していくという形を作っていけばよいかと思いました。

ーチャットー

●巽委員 歯止め、必要と思います

○金子議長 遠井委員からご提案がありました、チャットの前の方に意見がありましたが、国際機関の基準あるいはアドバイスという文言をいれておけばということですが、そこについてはどうですか？

○福井委員 今の遠井委員の発言を受けてなんですけれども、そもそも動物愛護管理法の中で虐待にあたるようなみだりな虐待を及ぼすような飼育は管理されているということがありますので、最近環境省の動物愛護管理行政にかかわっている人たち、全国の都道府県の行政マン向けに動物愛護や動物虐待に関する研修会で話をさせてもらう機会があるので

すけど、飼育動物の中で伴侶動物のみならず動物園の動物やフクロウカフェのようなアニマルカフェのようなどころにも行政の動物管理に関する目というのが行き届きはじめていて、国際的にもアメリカでは州によっても基準があつたりなかつたりするんですけど、野生動物の個人飼育なんかを規制していく方向に進んでいるのが国際的な潮流だと思います。札幌で動物園条例でも、特にターゲットとなるような動物展示施設などではこれまでのように野生動物種を過度にふれあいをさせるだとか、生態を無視したような飼育管理基準で飼育しているというのは、この条例のターゲットとなって規制していくべきところだと思いますので、動物愛護管理法に基づいたところの著しく生態を損なうとか、生活の質を低下させるというところはしっかりと触れておくべきところであり、むしろ積極的に市民の通報を受けたり、専門的な機関が通報なり情報を察知したときには、しっかりと査察なり評価を行うということをしていくという流れにつなげておくべきだと思います。今市民が警察に通報すれば、それが動物虐待にあたる、抵触するおそれがあると判断される場合には、それはしっかりと警察が介入すべきという法律になっているかと思っています。

○金子議長 ありがとうございます。ほかの皆さんいかがでしょうか。

○諸坂委員 皆さんの気持ちはよくわかるのですが、歯止めについて書いたり、具体的に書くことはもちろんいいのですけれども、条例って改正されてしまう可能性もある。それも法律の限界なので、例えば次の園長さんがエンターテインを特化して、特化したいがためにこの条例が足かせになっているといったら、この条例を改正、改悪させることは立法技術上は可能なんですよね。何を書いてもいいのですけど、所詮法律は改正できるので、骨抜きにしようと思ったら行政はいくらでもできちゃうんです。だから、むしろ具体的に書くと使い勝手が悪いと行政サイドは判断しやすいので、不確定概念を入れてあえて幅をもたせておくというのは立法技術上はあるのですよね。書き換えろといえ、いくらでも書き換えられるんですけど、どう書けばいいのかとなると難しいな、検討させていただきたいなと思います。

○小菅委員 そもそも動愛法で罰せられる。札幌市にも動物愛護管理センターから査察が入るんでしょ。

○事務局（森山調整担当係長） 法律でも最低の基準を違反してしまえば入りますね。

ーチャットー

●福井委員 動物愛護管理法では、動物虐待に抵触するおそれがあり、市民が通報すれば、警察の介入が求められます。

●佐渡友先生 だとすれば、逆に条例でうたわなくても大丈夫だという議論になりませんか？

●福井委員 札幌市は政令市であり、動物園の飼育下野生動物を守るために、むしろ必要かと考えます。それが、大切な動物を守る動物園条例かなと考えます。

●遠井委員 国連海洋法条約では、国際基準にreferしています。

○金子議長 議論が、お立場がいろいろとありそうな気がして、そもそも動愛法でも取り

締まれるという意見と、今遠井委員から「海洋条約では国際基準にreferしています」とご意見いただいたんですが、遠井委員いかがでしょうか。

○遠井委員 動物愛護とは関係ないですけど、条約ってこういう流動的な概念をどういれるかというところで、こういう書き方をすることが多いんですけど、中に基準を書くのではなくて、外部の基準とかにリファーしながら少なくともそれに従ってやってください、それを下回らないようにしてねというような書き方をする場合があるんですね。この場合であれば、国際基準もどんどん動的に変わっていきますけれども、そうした基準とかけ離れたような形で運用してはいけませんよという歯止めになるし、動愛法で最低限のところは規制されていても、この条例ではそこに上乘せか、横出しをしていることになると思いますので、そういう意味では書いておいて、意味はあるのではないかと思います。

—チャット—

●佐渡友先生 referするのはありだと理解します。

○金子議長 この辺はもう少し時間をかけて議論が必要なのかなと思います。今日は時間がほとんどありませんので、メール等で少しご意見を書いていただいて、その中で事務局の方との調整をするという形にしたいと思います。動物福祉の向上について◎が三つついたところがあるのですが、時間がありませんので、もし今ここについてはぜひ議論をしたいというところがありましたら、出していただいて、その他についてはメール等でいただければと思います。いかがでしょうか。

—チャット—

●諸坂委員 了解です。

○小菅委員 一ついいでしょうか。禁止事項の6項で、「動物福祉を過度に低下するふれあいを行うこと」って書いてあるのですが、そもそもふれあいを行うときには、野生動物を用いない、ふれあいを行うのは家畜動物に限る、ペットも家畜ですから、というのをどこかで規定した方がよいと思う。いかがでしょう。

○金子議長 ありがとうございます。今の意見に対して、どうでしょうか。

○黒鳥委員 4項もそうなんですけど、希少動物がたくさんいる中で、例えば4項の擬人化というのも今はWAZAはじめいろいろところでピリピリしているところなんで、特に類人猿辺りなんかは絶対にやってはいけないということになっていますので、損なわない程度の軽い感じではなくきつく擬人化はやらないでもよいのかなと思いました。6項も同じでやはり過度のというよりは家畜に限った形にした方がよいなと思いました。

○小菅委員 黒鳥委員、僕も擬人化に関しては全ての動物の擬人化を禁止してしまうというのが動物園にとってはいいのかなと思っています、類人猿ばかりではなくて。

○黒鳥委員 はい、そのところで甘さが出てくるような感じがして、どこかで擬人化につながるような感じがしてそう思いました。

—チャット—

●佐藤委員 擬人化について、動物本体を仮装させることは当然×ですが、解説パネルで誤解を与えるような擬人化したイラストを使うことは、虐待ではないけれど教育的ではないですね。（福井委員 はい（絵文字）

●諸坂委員 小菅案に賛成。

●福井委員 ふれあいは家畜種に限る、賛成です。また、現在の国際的潮流に従うと、モルモットなどの家畜種でも規制の流れに向いています。

●佐藤委員 触れ合い可能な動物を限定することに賛成です。

●佐渡友先生 「ふれあい」とは何かにもよると思います。「エサやり」なら良い場合もありますよね。

●福井委員 ふれあいさせられる動物にも、福祉が求められます。逃げられる、隠れられる選択肢。

●佐藤委員 触られない自由、大切です。動物の心的状態、という表現がそもそも擬人化？

○諸坂委員 質問させていただいてよろしいでしょうか。小菅委員、黒鳥委員の意見には大賛成です。その上で質問ですけれども、旭山動物園でペンギンにランドセルを背負わせて行進させていますよね。

○小菅委員 していません。最初からしていません。蝶ネクタイもしていません。それをやっているのは、散歩したことをまねした動物園か水族館です。

—チャット—

●福井委員 旭山は、擬人化は、これまでもこれからも絶対しません！

○諸坂委員 あ、そうですか。それでは、擬人化は一切禁止ということに大賛成です。

○金子議長 佐渡友先生いかがでしょうか。今の意見について。

○佐渡友先生 科学哲学的な分野に踏み込んでしまうと、今の議論は怖いなというところがありまして、動物福祉の考え方そのものが、一定程度擬人化が入る部分があるのです。つまり動物はどれだけ痛みを感じているのかといったことを、科学的に測ろうとしたときに一定程度擬人化の要素が入らざるを得ない。科学哲学のレベルで、科学的にやろうとした時点で一定程度の擬人化という手法を使うんです。ですので、擬人化が全てダメと言うのは怖いところがある気がします。要は、我々は動物をどうやって理解できるのかといったときに、擬人化を使わざるを得ないんです。我々は人間だから、というのが科学哲学の話です。その意味では「動物の生態を損なう」という言葉を付けておくくらいでちょうどいいのかなと私は思いましたが、どうでしょうね。

—チャット—

●遠井委員 動物の尊厳という時点で、擬人化は避けられないというご指摘、確かにその通りだと思いました。そうすると、「生態を損なう」とか、「著しく損なう」のような形容詞が必要ですね。

○諸坂委員 佐渡友先生に教えていただきたいのですが、科学哲学的というのは、例えばの話、ある動物、例えばオランウータンから血液をとってある一定の成分が出てきたときに、人間だったらこれは相当痛いだろうという類推しながら、オランウータンにこういう治療をしようみたいな人間との類似性をはかりながら判断していくということでしょうか。ちょっと教えてほしいと思います。

○佐渡友先生 ざっくり言ってしまうえばそういう話です。血液の成分とかだったら、その動物の平均値がどうで、どれくらい外れるかという科学的な手法がとれるとか、動物が行動を選択するときはこちらの方が好きそうだとか、ある程度できるものもあるんですけども、実証的に確かめきれないことはあるわけです。特に動物園動物のようにデータ数が限られている場合においては。そういったときに我々は動物をどこまで理解できるのかというときには、人間であればこうだよという理解をせざるを得ないケースがでてくるということになります。

○諸坂委員 そうすると、今おっしゃった先生のご意見を誤解を生ませないためには、「展示においては、」という修飾語句をつければ大丈夫ですか。「展示においては擬人化してはいけない」、調査研究のレベルでは擬人化することが科学的にあったとしても、展示、要するにお客さんに見える部分については、小学生とか子どものような恰好をさせるのはNGという表現でいかがでしょうか。

○佐渡友先生 擬人化した見せ方をすることがNGなんだというのは、ある程度言っても良いと思います。その場合の擬人化というのは何なの、というところは微妙なラインになってくると思うのですが。

ーチャットー

●諸坂委員 OK

○小菅委員 諸坂委員の発言ありましたけれども、ここでとらえている擬人化というのは動物を解説したり、表現したりするときに言葉としてやるわけですよ、書こうがしゃべろうが、その時に擬人化した表現を使わないという意味で擬人化というのを使っていると思うので、佐渡友先生のいっている動物の状態を判断するときには当然我々は人間の感覚をもってある程度読み解いていくというのはそれしかないというのは十分わかるんですけど、少なくとも表現したり、解説したり、紹介したりするときには擬人化したやり方では行わないということが明示されればいいと思うんですけど、そういう意味では諸坂委員の展示という言葉で覆ってしまうということもできるかと思うので、そういう方向でいければ、いきたいと思います。

○金子議長 ありがとうございます。黒鳥委員いかがでしょうか。

○黒鳥委員 そうですね。今小菅さんがいったように、同じような考えなんですけど、観客なり市民に誤解を招かないようにということで展示を考えています。

○事務局（森山調整担当係長） 事務局からひと言補足させていただきます。擬人化については、小菅委員もおっしゃったように誤解を与えるような見せ方はだめだということ

は、基本原則（3）に反映しているところです。ですから動物園の活動というのは全て、正しく理解できないような展示や情報発信を行ってはいけないというところはここに盛り込まれています。動物福祉の項目については、あくまでも動物福祉向上のために禁止すべきことを書くという視点で書いています。例えば、窮屈な服を着せて擬人化させるような、これは生態を損なっていることを指していますけれども、そもそもそういう本来の動物の生態を損なうような擬人化が福祉上影響していることは特にだめだよという、そういったことを示すために書いたことなので、もしかすると動物福祉向上のところに擬人化という言葉はいらないのかな、という気もしてきています。

○事務局（加藤園長） ただ、禁止事項としてはあった方がよいのかなと思う。

ーチャットー

●福井委員 小菅委員のご意見に賛成です！

●佐藤委員 展示において擬人化は禁止、ということで賛成です。（福井委員 はい（絵文字））

—————

○金子議長 ここについては皆さんの意見が全然違っているということではないと思いますので、もう一度事務局の方で整理させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

ーチャットー

●諸坂委員 OK

—————

○黒鳥委員 はい、よろしくお願いします。

○金子議長 佐藤委員からも「展示において擬人化は禁止、ということで賛成です」との意見がきていますけれども、動物園の中で展示に関して擬人化しないということにフォーカスをあてたような表現になればみなさんご同意いただけるのかなと思いました。それです、12時半を過ぎてしまいましたので、2章後半についてはメールで確認させていただいて、3章の円山動物園に入れなかったのも、これは次回にしたいと思います。すみません進行が悪くて、長引くかなということは想定していたんですけど。

ーチャットー

●諸坂委員 会議の回数を少し増やす必要も事務局はご検討ください。（福井委員 はい（絵文字））

—————

○事務局（加藤園長） こういう形であれば、短い期間でやらせていただくことを相談させていただきます。

ーチャットー

●遠井委員 回数を増やすというご提案に賛成です。

●巽委員 回数を増やして、しっかり意見を取りまとめてください。

●諸坂委員 OK

●佐藤委員 回数を増やすことに賛成。

○金子議長 私事ですが、東京で会議していたのが、頻繁になって毎週会議をセットされるような状況になっています。こういう形であれば、少し回数を増やす形で、あるいは会議を短くしてポイントポイントでご議論させていくようなミーティングもセットさせていければと思いますので、よろしくをお願いします。伊勢委員の方は。

○事務局（加藤園長） よろしくをお願いします。

○伊勢副議長 こういう形態は初めてだったので、入りにくいなと思ってしまいました。ただ、市民参加の佐藤委員と巽委員はチャットの方でご意見出されるので、話の中で入ってきやすいのかなと思いました。こういう会議形態もすごくプラスになると思いました。

—チャット—

●巽委員 そうですね。思ったことを発言しやすかったです。

○金子議長 事務局の方は大変だと思いますが、チャットでいれていただくと記録もしっかり残りますし、非常に良いかと思いますので、次回からは皆さんマイクだけでなく、チャットでもご意見いただければと思います。その他、最後になりますけどご発言されたい方はいらっしゃいますか。

—チャット—

●佐渡友先生 最後に一言だけ。「遺伝的多様性」については「生物多様性」と表現してはどうかと思いました。

○金子議長 佐渡友先生、よろしいですか。

○佐渡友先生 チャットで記載しましたが、それで十分ですので、あとはご検討ください。ということで大丈夫です。ありがとうございました。

○金子議長 今日はどうもありがとうございました。それでは、事務局へお返ししたいと思います。

○事務局（佐々木経営管理課長） みなさま、長い時間、また時間をオーバーしての会議ありがとうございました。事務局からご連絡でございます。次回の日程につきましては、園長からもございました通り、別途ご都合をお伺いして日程を調整させていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。本日のSkype会議につきましては録画もしておりますので、この後、事務局で文字起こしを行います。ご発言内容について確認させていただくことがあると思いますが、どうぞよろしくをお願いします。以上で、本日の会議を終了いたします。ありがとうございました。

（「ありがとうございました」との声あり）

以 上